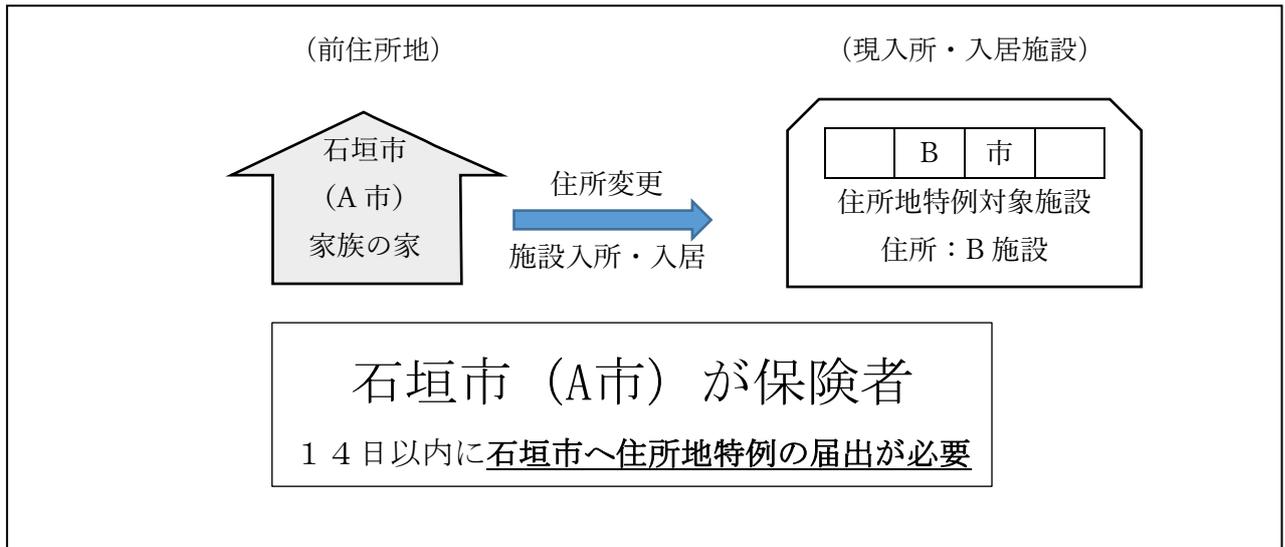


## 【図説】

◆石垣市からB市にある住所地特例対象施設に入所（居）し、同時に同施設に住所を変更した場合。

→引き続き石垣市（A市）が保険者となり、住所地特例施設入所者になるため、石垣市（A市）への届出の提出が必要。



◆石垣市（A市）からB市家族の家に住所変更し、その後B市の住所地特例対象施設に住所変更した場合。

→B市が保険者となり、住所地特例施設入所者に該当しないため、石垣市（A市）への届出は不要。

